

パーリ学仏教文化学会 会 則

第1条（名称） 本会は、パーリ学仏教文化学会（Society for the Study of Pali and Buddhist Culture）と称する。

第2条（事務所） 本会は、本部事務所を次の住所地に置く：

名古屋市千種区若水2-3-11

サンマンション千種公園 D207

第3条（目的） 本会は、パーリ学仏教文化学の研究者が、相互に研究上の協力をし、斯学の向上発展を期することを目的とする。

第4条（事業） 本会は、その目的を達成するため、左の事業を行う。

1. 学術上の研究調査。
2. 学術大会・講演会・研究例会・その他の集会。
3. 総会。
4. 会誌の発行・情報の交換。
5. 隣接学会等との連絡。
6. 海外の研究者との交流。
7. その他必要な事業。

第5条（会員） 本会の目的に賛同する研究者をもって会員とする。会員は次の二種とする。

1. 普通会員。
2. 維持会員。

会員は斯学の研究者であって、所定の会費を納めるものとする。会費に関する規定は別にこれを定める。

必要ならば賛助会員・準会員を認めることができる。

第6条 会員は本会刊行物の配布を受け、集会に出席し討議に加わることができる。また、集会および会誌において研究発表の申し込みをすることがで

きる。

準会員は、本会刊行物の配布を受け、集会に出席することができる。

第7条（顧問） 本会に顧問を置くことができる。

第8条（役員） 本会に左の役員を置く。

- | | |
|----------------|-----|
| 一. 会長 | 1 名 |
| 一. 理事（常任理事を含む） | 若干名 |
| 一. 監事 | 2 名 |
| 一. 幹事 | 若干名 |

第9条（会長） 会長は理事の中から互選し、総会において承認する。会長は本会を代表する。

第10条（理事） 理事（常任理事を含む）は会長が提案し、総会の承認を得る。理事は理事会を組織し、会務を処理する。

第11条（監事） 監事は総会において選出する。監事は理事会に出席して意見を述べることができる。

第12条（幹事） 幹事は会長が会員の中から委嘱する。幹事は会務を担当する。

第13条（役員の任期） 役員の任期は3年とする。ただし重任することができる。

第14条（経費） 本会の経費は、会費・寄付金・その他の収入による。

第15条（年度） 本会の年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第16条（会則の変更） 本会則の変更は総会の議決による。

付 則

本会は、昭和52年4月に出発した、

パーリ文化研究会の目的・事業・会員・財産のすべてを継承する。

本会則は、昭和61年10月1日から実施し、平成2年5月26日に改正した。

なお、この会則に付随して、次の事項が合意の上、了承された。

付記

1. 会員の入会は、理事二名の推薦による。会員資格は学部卒業後二年(修士)と同等以上の研究者とする。会員数は百名ないし百五十名程度とする。
2. 会費は普通会员 3,500円、維持会員 7,000円(理事はなるべく維持会員になっていただきたい)、賛助会員 20,000円、準会員(学部卒業と同等以上)は3,000円とする。
3. 大会は年一回とし、関東・名古屋・関西において開催する。名古屋は隔年とする。また、適宜に講演会等を開く。

4. 機関誌の発行に際しては、その都度編集委員会を構成し、論文の選定と査読に当る。

なお、機関誌の発売は山喜房佛書林に依頼する。

5. 海外研究者で、本学会が適当と認めた場合、特別会員として入会を認める。特別会員は、会費を免除し、会誌の受納・寄稿の権利をもつ。さしあたり、特別会員は、我が国を訪れて本学会で講演を行った者、もしくは学会誌に寄稿した者に限る。

追記

上記会則ならびに付記の一部を平成9年5月31日に改定した。

上記会則の一部を平成11年5月29日に改定した。

上記会則の一部を平成15年5月24日に改定した。